

レンタル約款

お客様は Ymatic 株式会社のレンタルのご利用に際し、下記約款条項についてご了承いただくものとします。

本約款は、Ymatic 株式会社（以下「貸主」）が、お客様（以下「借主」）に対してレンタル品を貸し渡す場合の基本条件を定めるものです。

第 1 条（適用）

借主が見積書・注文書・メール等により発注（申込）し、貸主が受諾した時点で個別契約が成立し、本約款が適用されます。

第 2 条（定義）

「レンタル品」とは、貸主が借主に貸し渡す機器本体、付属品、ケーブル、収納ケース、ソフトウェア（媒体・ライセンスを含む）、マニュアル等の一式をいいます。

第 3 条（レンタル期間・延長）

レンタル期間、延長条件、延長料金は見積書等の個別契約に定めます。延長は貸主の承諾がある場合に限ります。

第 4 条（料金・支払）

レンタル料金、延長料、その他費用（必要な場合）は個別契約に定めます。振込手数料は借主負担とします。

第 5 条（引渡・検収）

借主は受領後すみやかに数量・同梱品・外観・初期動作を確認し、不適合がある場合は受領後 2 営業日以内に貸主へ通知してください。期限内に通知がない場合、検収合格とみなします。

第 6 条（送料・返却）

送料は相互元払いとし、発送時（貸主→借主）は貸主負担、返送時（借主→貸主）は借主負担とします。
返却方法・返却期限は個別契約に定めます。

第7条（使用・保管、禁止事項）

借主は善良な管理者の注意をもってレンタル品を使用・保管し、分解・改造、標識の除去、転貸・譲渡、担保設定、貸主の承諾なき国外持出し等を行ってはなりません。

第8条（使用環境等の申告）

1. 借主は、レンタル品を高温、低温、高湿度、結露、薬品雰囲気、粉塵、強い振動・衝撃、その他これらに類する環境において使用する予定がある場合、あらかじめその旨を貸主に申告するものとします。
2. 貸主は、前項の申告内容その他使用条件に照らし、レンタル品の貸渡しが不相当と判断した場合、貸渡しを拒否し、または条件を付して貸し渡すことができます。
3. 借主が前二項に反して使用したことにより生じた故障、不具合、性能低下、測定不良その他の損害について、貸主は責任を負いません。
4. 貸主は、借主の使用環境におけるレンタル品の性能、耐久性または特定用途への適合性を保証するものではありません。

第9条（事故時の連絡・盗難対応）

借主は、故障、破損、紛失、盗難等の事故が発生し、またはそのおそれを認識した場合、直ちに貸主へ連絡するものとします。

盗難の場合、借主は速やかに警察へ届出を行い、盗難届受理番号等の客観的資料を貸主へ提示するものとします。

第10条（滅失・毀損）

レンタル期間中の毀損について、借主は修理費用（部品代・作業費等の実費）を負担します。

滅失、返還不能、または修理不能（もしくは修理費が過分で経済的に修理不能）と貸主が判断した場合、借主は代替品（新品）の購入代価相当額を負担します（通常損耗を除く）。

付属品・ケーブル等に欠品・破損がある場合、借主は当該付属品の交換費用（実費）を負担します。

第11条（付属品等の返却・補償）

1. レンタル品の範囲は、本約款第2条に定めるほか、見積書、納品書、出荷案内書、同梱リストその他貸主が提示する書面に記載された内容によるものとします。
2. 借主は、レンタル品に含まれる機器本体、付属品、センサ、ケーブル、収納ケース、マニュアルその他一切の貸与物を、返却期限までに、欠品なく返却するものとします。
3. センサ、ケーブルその他の付属品について、断線、著しい汚損、加工、変形、破損または返却漏れがあった場合、借主はその修理費または交換費用その他貸主に生じた実費を負担するものとします。
4. 消耗品の取扱いについては、個別契約または貸主が別途定める条件によるものとします。

第12条（返却遅延）

返却遅延がある場合、借主は個別契約に定める延長料金（または遅延金）を支払います。

第13条（準拠法・管轄）

本約款は日本法に準拠し、紛争は貸主所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄とします。

改版番号	Ver.1.3
改定日	2026/2/27
発行者	Ymatic 株式会社